

② 帰国・入国による登校停止用

【COVID-19対応期間限定】
2021年5月

海外からの帰国・入国により登校停止となった場合、「健康管理表」を用いて、ご自身で健康観察してください。
症状が何も出なかった場合、帰国後14日間を経過した後（帰国日を1日目とカウント）、この様式をご自身で記入のうえ、所属学部・研究科事務室（全学学生交換協定に基づく交換学生、およびCIEC主催プログラムによる短期留学生の場合はCIEC。以下同様）に提出してください。
※新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、療養期間終了時に、本人から保健館（分室）へ電話で連絡してください。保健館（分室）にて「登校許可証明書」を記載します。
その他の学校感染症と診断されている場合は、通常の「学校感染症・登校許可証明書」を使用してください。
※発熱や風邪症状による登校停止には、「感冒様症状に関する届」を使用してください。
※保健所等からの自宅待機指示や濃厚接触の疑いによる登校停止には、「濃厚接触等による健康観察期間終了届」を使用してください。

学 長 殿

関西学院大学
聖和短期大学

帰国後健康観察期間終了届

学部・研究科	フリガナ 氏 名
学生番号	生年月日 年 月 日 生

海外渡航に関する情報	
渡 航 先	
渡航期間	年 月 日 ～ 年 月 日

帰国後の状況	
帰国・入国日	年 月 日 ()
帰国後の健康状態	良 好 ・ 不 良 ※健康状態不良が出現した場合、「症状がすべて消失して丸2日経過（消失日を1日目とカウント）するまで登校停止」の要件も満たす必要があります。 所属学部・研究科事務室（CIEC）への電話連絡が必要です。
症状が出現した日 (※健康状態不良の場合のみ記入)	年 月 日 ()
解熱した日 (※健康状態不良の場合のみ記入)	年 月 日 ()
症状がすべて消失した日 (※健康状態不良の場合のみ記入)	年 月 日 ()
登校開始する日	年 月 日 ()

- 注意1) 提出時には、帰国・入国日がわかるもの（パスポートや航空券のコピー）を添付してください。
注意2) 症状が何も出なかった場合、帰国後14日間を経過した後、登校できます。（帰国日を1日目とカウント）
注意3) 途中、発熱や風邪症状が出現した場合は、地域の相談窓口にて電話で相談してください。
適用される登校停止基準が追加されますので、所属学部・研究科事務室（CIEC）へも電話で連絡してください。

以上のように、登校停止期間を終えたことを届けます。

年 月 日 氏 名(自署)